

しんきんファームバンキングサービス利用規定 (データ伝送サービス)

飯田信用金庫

本サービスの利用にあたっては、利用サービスの種類毎に定められている各規定に従ってください。

第1条. データの伝送に関する共通事項

1. (契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (データの送受信)

データの送受信は、しんきんファームバンキングサービス(データ伝送サービス)申込書(以下「申込書」という)記載内容およびこの利用規定に従い行ってください。なお、申込内容および暗証番号を変更したときは、すみやかに届出てください。

3. (資金の決済)

本サービスを利用するにあたり、資金の決済を伴うサービスにおいては、申込書に基づく支払資金を振込指定日の前営業日までに申込書記載の振込資金引落口座(以下「指定口座」という)へ入金してください。当金庫はこの支払資金を指定口座から指定日に自動振替により引落とすものとします。なお、預金の引落としにあたっては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

4. (データの仕様)

データの仕様は別に定めるものとします。

5. (利用手数料)

本サービスの利用手数料は手数料引落口座から翌月7日(休日の場合は翌営業日)に引落とします。この場合、小切手の振出または預金通帳および払戻請求書の提出は不要とします。

また、各利用サービス毎に定められた、当金庫の「手数料一覧」に示す手数料、振込・振替手数料等は、当金庫所定の方法により別途お支払いください。

6. (本人確認)

本サービスの利用に際しては、あらかじめ届出の暗証番号(パスワード、ファイルアクセスキー)を所定の方式で送信してください。当金庫が受信した暗証番号が届出の暗証番号と一致した場合にはその送信者を本人と認め、データを受付け、処理を行います。この場合、暗証番号の盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については当金庫は一切責任を負いません。

7. (訂正等)

当金庫は、受信データについてその内容を変更致しません。伝送データに瑕疵があった場合は、当金庫に連絡するとともに伝送データを修正してすみやかに再送信してください。

8. (取消)

当金庫は、正式データとして受領した以降は、原則として取消を致しません。

9. (伝送時間等)

本サービスによる伝送時間は、当金庫所定の時間内で、送信時限までに行ってください。なお、通信混雑などによる回線の不通および機器障害ならびに天災地変その他やむを得ない事由により、データの送信が遅延また不能となる場合には、送信時限までに当金庫に連絡するとともに、その指示に従ってください。

10. (機密保持)

本サービスにより知り得た事項については、第三者に漏洩しないでください。

11. (損害負担等)

貴社（貴殿）の責により生じた損害についてはこれを負担してください。

なお、当金庫は当金庫の責めによらない回線の不通および機器障害その他の事情により発生した損害についてはその責を問いません。貴社（貴殿）・当金庫いずれの責によるか明らかでないときは双方協議のうえ定めるものとします。

本サービスの取扱について紛議が生じた場合は、当金庫の責によるものを除き当金庫は一切責任を問いません。

12. (規定の変更等)

(1) 本規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭掲示、当金庫ホームページおよびその他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

第2条 総合振込・給与（賞与）振込取扱規定

1. (委託事務と取引店)

振込事務の委託の内容は申込書記載のとおりとし、取引店は申込書記載の取扱店とします。

2. (取扱店と取引種目)

当金庫が受託する振込先の範囲は、当金庫の本支店および当金庫が振込の協定をしている金融機関の本支店とし、振込指定できる預金種目は普通預金および当座預金とします。

3. (振込先口座の確認)

当金庫に振込を依頼するにあたっては、事前に振込先口座の確認を行ってください。特に給与振込を行う場合は「給与振込口座確認書」により口座確認を行ってください。

4. (振込指定日)

申込書記載の振込日とします。

5. (振込依頼)

振込依頼はデータ伝送により行ってください。

6. (振込手続)

当金庫は受信データ（貴社（貴殿）よりの送信データ）に記載された金融機関・支店・科目・口座番号により振込手続を行います。

7. (振込不能分の取扱)
「該当口座なし」または「その他の事由」により振込不能のものがあつた場合は、当該振込金を指定口座に入金することにより返却します。
8. (入金通知)
当金庫は受取人に対し入金についての通知は行いません。
9. (免責)
本サービスの取扱いについて紛議が生じた場合は、当金庫の責によるものを除き、当金庫は一切責任を負いません。

第3条 口座振替取扱規定

1. (事務委託および取扱店の指定)
収納事務委託の内容およびとりまとめ店は申込書記載のとおりとし、取扱店の範囲は当金庫本支店とします。
2. (口座振替依頼書の受理)
 - (1) 当金庫の取扱店が預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、預金口座振替依頼書(以下「依頼書」という)および預金口座振替申込書を提出いただき、これを承諾したときは預金口座振替申込書を貴社(貴殿)に送付します。
 - (2) 貴社(貴殿)が預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは、依頼書および預金口座振替申込書を当金庫に送付してください。なお、依頼書に印相違その他の不備事項があるときは、これを受理せず利用を付記して貴社(貴殿)返却します。
3. (振替日)
申込書記載の日とします。振替日を変更する場合は貴社(貴殿)より預金者に周知徹底をはかってください。
4. (口座振替の依頼)
口座振替の依頼はデータ伝送により行ってください。
5. (振替手続)
当金庫は受信データに記載された請求明細に基づき振替処理を行い、このデータおよび預金者から提出された依頼書に基づき預金口座から引落としを行います。
6. (振替結果)
当金庫は振替処理を完了したデータのうち振替不能データについて、振替日の3営業日後までに次のコードにより記録しデータ伝送にて返却します。

・資金不足	1
・取引なし	2
・預金者の都合による振替停止	3
・預金口座振替の依頼書なし	4
・委託者の都合による振替停止	8
・その他	9
7. (取扱手数料)
口座振替取扱手数料として当金庫所定の手数料をお支払ください。

なお、取扱件数に係る手数料については振替請求件数1件あたりの手数料とし、手数料合計額およびこれに係る消費税相当額は振替金額を貴社（貴殿）の入金指定口座へ入金する際に差し引き収納するものとします。

8.（振替金額の入金）

当金庫は振替日の翌々営業日までに振替金額を貴社（貴殿）の入金指定口座へ入金します。

9.（領収書等の送付）

当金庫は領収書・振替済通知書等の作成、郵送は行いません。

10.（預金者への通知）

当金庫は預金口座振替に関して預金者に対する引落とし済の通知および入金督促等を行いません。

11.（振替不能分の再請求）

振替不能分の再請求をするときは、請求データを作成し次回振替請求の際データ伝送してください。再請求分と次回請求分とを同時に請求するときは、その振替について優先順位をつけません。

12.（停止通知）

預金口座振替による収納を停止したときは、その口座番号・氏名等を当金庫に通知してください。

13.（解約・変更通知）

預金者の申出または当金庫の都合により当該預金者との預金口座振替契約を解約または変更したときは貴社（貴殿）へその旨通知します。ただし、預金者が当該指定口座を解約したときはこの限りではありません。

14.（免責）

本サービスの取扱いについて紛議が生じた場合は、当金庫の責によるものを除き当金庫は一切責任を負いません。

以上
(令和2年4月)